

平成30年度

定期監査結果報告書

平成31年2月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長並びに瀬戸内市教育委員会、瀬戸内市農業委員会に提出するものである。

平成31年2月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫
同 馬 場 政 教

目 次

	ページ
第 1 基準に準拠している旨	1
第 2 監査の種類	1
第 3 監査の対象	1
第 4 監査の着眼点	1
第 5 監査の主な実施内容	1
第 6 監査の実施場所及び日程	2
第 7 監査の結果	4
1 出納室	4
指定金融機関等の検査が実施されておらず法令等に違反しているもの	
2 クリーンセンターかもめ	5
家庭系廃棄物の処理手数料について、持ち込みの重量に応じたものとなるよう検討する必要があるもの	
3 福祉課	6
岡山県から賃貸借している土地及び建物のうち、市が無償で使用している部分について、整備計画がないなど適正を欠いているもの	
4 裳掛診療所	7
岡山県医師会への年額会費の支払いに当たり、減免を受けることが可能であったにもかかわらず、減免申請を行っておらず適正を欠いているもの	
5 総務学務課	8
幼稚園保育料の納付を職員が保護者に代わって行っていることにより、職員に多大な負担が生じており、改善する必要があるもの	
6 社会教育課	9
セーリング振興活動費補助金の交付に当たり、補助事業者が、他団体からの補助金の交付を受けていたにもかかわらず、十分な確認を行っておらず、適正を欠いているもの	
7 長船衛生センター・長船東保育園・邑久幼稚園・今城幼稚園	10
見積書の徴収等において、日付を加筆するなどの事務処理が行われており、適正を欠いているもの	
8 危機管理課、建設課、農林水産課、総務学務課	11
補助金等の交付に当たり、交付の決定等が行われておらず、補助金等交付規則に違反しているもの	
9 危機管理課、企画振興課、生活環境課、福祉課、子育て支援課、健康づくり推進課、建設課、農林水産課、商工観光課、総務学務課	12
要綱等を整備した上で、補助金等を交付するよう改善する必要があるもの	
<参考> 過年度の定期監査等の指摘事項に対する措置状況	14

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（平成28年瀬戸内市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

出納室

危機管理部 危機管理課

総合政策部 企画振興課

市民部 長船支所

環境部 環境政策推進室、生活環境課、クリーンセンターかもめ、長船衛生センター、長船クリーンセンター

保健福祉部 福祉課、子育て支援課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、福田保育園、長船東保育園

産業建設部 建設課、農林水産課、商工観光課

消防本部

上下水道部 上水道業務課、上水道施設課、下水道課

病院事業部 市民病院、裳掛診療所

教育委員会 総務学務課、社会教育課、牛窓町公民館、邑久小学校、今城小学校、邑久中学校、邑久幼稚園、今城幼稚園、邑久学校給食調理場

農業委員会

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部課		実施場所
平成30年10月19日(金)	教育委員会	今城小学校	今城小学校
		今城幼稚園	今城幼稚園
	病院事業部	裳掛診療所	裳掛出張所
	保健福祉部	長船東保育園	長船東保育園
		福田保育園	福田保育園
10月23日(火)	消 防 本 部		消 防 本 部
	教育委員会	邑久中学校	邑久中学校
		邑久幼稚園	邑久幼稚園
		邑久小学校	邑久小学校
		邑久学校給食調理場	邑久学校給食調理場
10月30日(火)	出 納 室		出 納 室
	保健福祉部	いきいき長寿課	長船支所
		子育て支援課	ゆめトピア長船
		福祉課	〃
		健康づくり推進課	〃
11月13日(火)	環 境 部	生活環境課	本庁3階会議室
		クリーンセンターかもめ	クリーンセンターかもめ
		長船衛生センター	長船衛生センター
		長船クリーンセンター	長船クリーンセンター
	市民部	長船支所	長船支所
11月14日(水)	環 境 部	環境政策推進室	本庁3階会議室
	産 業 建 設 部	建設課	〃
		商工観光課	〃
		農林水産課	〃
	農 業 委 員 会		〃
	総 合 政 策 部	企画振興課	〃

監 査 期 日	対 象 部 課		実施場所
11月20日(火)	上下水道部	上水道業務課	上下水道庁舎会議室
		上水道施設課	〃
		下水道課	〃
	教育委員会	総務学務課	牛窓支所
		社会教育課	〃
		牛窓町公民館	牛窓町公民館
12月17日(月)	病院事業部	市民病院	市民病院
12月26日(水)	危機管理部	危機管理課	本庁執行部控室

第7 監査の結果

監査した結果は、次のとおりである。

1 出納室

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 指定金融機関等の検査が実施されておらず法令等に違反しているもの

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)によると、会計管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、指定された金融機関(以下「指定金融機関」という。)等について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならないこととされている。

また、瀬戸内市会計規則(平成16年規則第46号)において、指定金融機関等の検査については、原則として、四半期ごとに行うことなどとされている。

指定金融機関等の検査について確認したところ、会計管理者は、政令等に定められている指定金融機関等の検査を行っていなかった。

したがって、指定金融機関等の検査を行っていなかったことは、政令等に違反していると認められる。

2 クリーンセンターかもめ

(1) 意見（要望事項）

ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) 家庭系廃棄物の処理手数料について、持ち込みの重量に応じたものとなるよう検討する必要があるもの

市は、廃棄物の排出を抑制し、減量化を推進することなどを目的とした瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年条例第126号。以下「条例」という。）を定めている。

条例によると、クリーンセンターかもめに持ち込まれた家庭系廃棄物（以下「持ち込みごみ」という。）の処理手数料（以下「手数料」という。）については、重量が50kg以下のものは300円、50kgを超えると10kgを増すごとに30円とされている。

上記の手数を10kg当たりにして比較してみると、表1のとおり、持ち込みごみが50kgの場合は60円、100kgの場合は45円、300kgの場合は35円となり、重量が増加するに従い、10kg当たりの手数料が割安となる状況となっていた。

したがって、手数料が、持ち込みごみの重量に応じたものとなるよう検討する必要があると認められる。

表1 持ち込みごみの重量と手数料

持ち込みごみの重量	50kg	100kg	300kg
手数料	300円	450円	1,050円
10kg当たりの手数料	60円	45円	35円

3 福祉課

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 岡山県から賃貸借している土地及び建物のうち、市が無償で使用している部分について、整備計画がないなど適正を欠いているもの

市は、平成30年度に、就業継続支援事業所の用途に供することを目的として、岡山県と同県所有の土地及び建物計1,097.90㎡の賃貸借契約を契約額1,331,425円で締結している。

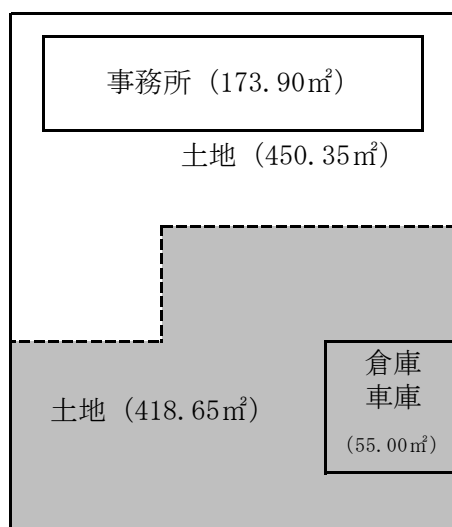
上記のうち624.25㎡については、市が特定非営利活動法人NPO瀬戸内（以下「NPO瀬戸内」という。）に同額で転貸しており、残りの473.65㎡については、市が使用することから無償とされている。

同契約については、28年度に現状への見直しが行われており、その際、市は、市が無償で使用する土地及び建物（以下「土地等」という。）について、障害者福祉のための拠点場所として整備する計画を立てることとし、計画が作成されるまでの当面の間については、NPO瀬戸内が使用することを許容していた。

しかし、現在においても、市は土地等を使用していないばかりか、整備計画も立てておらず、本来であれば使用できないNPO瀬戸内にそのまま使用させていた。

したがって、市が土地等をNPO瀬戸内に使用させていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

<概略図>



□ NPO瀬戸内が無償で使用している部分

■ 市が無償で借り受けており整備計画が必要な部分

4 裳掛診療所

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 岡山県医師会への年額会費の支払いに当たり、減免を受けることが可能であったにもかかわらず、減免申請を行っておらず適正を欠いているもの

裳掛診療所では、平成29年度に、岡山県医師会への年額会費として、会員分102,000円、施設負担金90,000円の計192,000円を支払っている。

施設負担金については、差引医業収入が1000万円に満たない場合には、減免を申請することにより、規定額の3分の1に減額されることとなっている。

裳掛診療所の差引医業収入について確認すると、医業収入が1000万円に満たない場合に該当するにもかかわらず、減免申請を行っていなかった。減免申請が適用されたとすると、施設負担金は30,000円となり、60,000円が節減できたと認められる。

したがって、施設負担金について、減免を受けることが可能であったにもかかわらず、減免申請を行っていなかったことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

5 総務学務課

(1) 意見（要望事項）

- ア その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
（ア）幼稚園保育料の納付を職員が保護者に代わって行っていることにより、職員に多大な負担が生じており、改善する必要があるもの

幼稚園保育料（以下「保育料」という。）の納付については、幼稚園において、保育料が記載された集金袋を保護者に配布し、保護者はこれに保育料を入れ、幼稚園に持参している。そして、これを受領した幼稚園職員（以下「職員」という。）は、保育料を確認した後、園児ごとに作成された納付書を添えて金融機関で払い込んでいる。

上記のとおり、職員が保育料を預かり、保護者に代わって払い込みを行っていることから、職員に多大な負担が生じており、また、直ちに払い込みができない場合などは、多額の現金を幼稚園に保管する状況となっていた。特に、112名と園児が多い邑久幼稚園では、毎月の保育料が30万円以上に上ることから、保育料の確認、払い込みに毎月1週間を費やしていた。

このように、保育料の納付を職員が代わって行うことは、職員の本来業務である幼児教育に注力できず、また、多額の現金を幼稚園に保管することとなるため、総務学務課において、保育料の納付方法の変更などを検討し、改善する必要があると認められる。

6 社会教育課

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

- (ア) セーリング振興活動費補助金の交付に当たり、補助事業者が、他団体からの補助金の交付を受けていたにもかかわらず、十分な確認を行っておらず、適正を欠いているもの

社会教育課は、平成 29 年度に、瀬戸内市社会教育関係団体等への活動費補助金交付要綱（平成 16 年教育委員会告示第 4 号。以下「要綱」という。）に基づき、NPO 法人岡山県セーリング連盟（以下「セーリング連盟」という。）に対して、セーリング振興活動費補助金 2,452,000 円を交付している。

要綱によれば、補助金の額は、補助対象経費の合計額を超えない範囲で市長が別に定めることとされ、また、補助事業者等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経費と区分するなどして、補助金の使途を明らかにしておかなければならないとされている。

当補助金を交付するに当たり、社会教育課では、セーリング連盟が実施している国体成年選手強化事業、ジュニア選手育成強化事業等計 3,192,189 円を補助対象経費としていた。

一方で、セーリング連盟は、同年度に、公益財団法人岡山県体育協会からも同様の事業に係る経費を補助対象経費として補助金の交付を受けており、結果として、同一の事業に対し、重複して補助金が交付された状態となっていた。

なお、社会教育課は、額の確定に当たり、実績報告書に添付されたセーリング連盟の決算書を確認していたが、確認が不十分で、上記の事態を把握していなかった。

このように、補助事業者が、他団体から補助金の交付を受けていたにもかかわらず、十分な確認を行わず補助金を交付していたことは適正を欠いており、是正を図る必要があると認められる。

7 長船衛生センター・長船東保育園・呂久幼稚園・今城幼稚園

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 見積書の徴収等において、日付を加筆するなどの事務処理が行われており、適正を欠いているもの

市の契約事務は、瀬戸内市契約規則（平成16年規則第50号）等に基づき行われており、随意契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書を徴することとされている。

平成29、30年度（30年度は9月まで）に監査対象部署が締結した随意契約における見積書の徴取状況を確認したところ、提出された見積書が提出期限を過ぎていたものが5件見受けられた（表2参照）。これらは、職員が業者に見積書の日付を指示し、記入させていたものや日付が未記入の見積書を受領し、後から職員が日付を加筆していたものであった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

長船東保育園では、29年度に、火災受信機修繕を360,288円で実施しており、当修繕を発注するに当たっては、30年2月19日を見積書提出期限とする見積書提出依頼を行っていた。しかし、徴取した見積書を確認したところ、提出された見積書は、提出期限を過ぎた2月20日となっており、さらに、見積書提出前の2月16日には受注者決定通知書を受注者に発出していた。この事態について同保育園では、見積書を受領するに当たり、業者へ誤った日付を伝え、それを見積書に記入させたとしていた。

このように、本来、業者が作成すべき見積書に対し、特定の日を指示し記入させることや職員が後から日付を加筆する行為は適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

表2 見積書の日付を加筆するなどしていた契約一覧

部署名	契約名	金額	態様
長船衛生センター	長船衛生センタースクリーンプレス修繕業務	3,132,000円	加筆
長船東保育園	長船東保育園火災受信機修繕	360,288円	指示
呂久幼稚園	ワイヤレスポータブル	310,500円	加筆
今城幼稚園	教室サッシ改造工事修繕	423,360円	加筆
今城幼稚園	園舎修繕業務	275,481円	加筆

8 危機管理課、建設課、農林水産課、総務学務課

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 補助金等の交付に当たり、交付の決定等が行われておらず、補助金等交付規則に違反しているもの

市は、瀬戸内市補助金等交付規則（平成16年規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、市以外の団体又は個人に対し、補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金（以下、これらを合わせて「補助金等」という。）を交付している。

規則によれば、補助金等を交付するに当たっては、交付の決定を行い、実績報告書等の書類を審査した後、額の確定等の手続きを行うこととされている。

監査を実施した34部署における平成29年度の補助金等97件、計341,140,474円の交付手続きについて確認したところ、表3のとおり、交付申請、交付決定、実績報告、額の確定のすべての手続きが執られていない補助金等が5件、計1,039,577円、一部の手続きが執られていない補助金等が2件、計1,550,000円見受けられた。

補助金等は、基本的に、申請があってはじめて交付できるものであるにもかかわらず、上記5件は、申請がないまま補助金等が交付されており、極めて不適正であった。

このように、規則に定められた手続きを行うことなく補助金等を交付していたことは規則に違反していると認められる。

表3 手続きが執られていない補助金等一覧

区分	部署名	補助金等の名称	29年度交付額
すべての手続きが執られていなかったもの	危機管理課	交通安全母の会助成金	327,000円
		防犯連合会助成金	450,000円
		暴力追放推進連合会助成金	90,000円
		幼児交通安全クラブ助成金	166,000円
	総務学務課	校外活動費補助金(岡山県中学校駅伝大会)	6,577円
実績報告及び額の確定の手続きが執られていなかったもの	建設課	黒島渡船費補助金	90,000円
	農林水産課	機構集積協力金交付事業補助金	1,460,000円

9 危機管理課、企画振興課、生活環境課、福祉課、子育て支援課、健康づくり推進課、建設課、農林水産課、商工観光課、総務学務課

(1) 意見（要望事項）

- ア その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
（ア）要綱等を整備した上で、補助金等を交付するよう改善する必要があるもの

市は、瀬戸内市補助金等交付規則（平成16年規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、市以外の団体又は個人に対し、補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金（以下、これらを合わせて「補助金等」という。）を交付している。そして、規則第3条第1項によると、補助金等を交付するに当たっては、補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助金等の額又は率を定めたもの（以下「要綱等」という。）を告示することとされている。また、第2項においては、市長が必要と認めるときは、第1項にかかわらず補助金等を交付することができることとされている。

監査対象部署が平成29年度に交付した補助金等97件、交付額計341,140,474円を確認したところ、これらのうち、第2項に基づき、要綱等を定めることなく、複数年にわたり継続的に補助金等を交付していたものが、表4のとおり20件、計49,568,908円（14.5%）にも上っていた。

このように、多くの補助金等において、要綱等を告示しないまま補助金等を交付することは、第1項の規定を形骸化させることにつながりかねない。

したがって、市は、補助金等の交付について、透明性を確保し、市民への説明責任が果たせるよう、真にやむを得ない場合を除いて、要綱等を定めて補助金等を交付するなど、改善する必要があると認められる。

表4 要綱等の定めがない補助金等一覧

部署名	補助金等の名称	29年度交付額(円)
危機管理課	交通安全母の会助成金	327,000
	防犯連合会助成金	450,000
	暴力追放推進連合会助成金	90,000
	幼児交通安全クラブ助成金	166,000
	地域防災組織育成助成事業助成金	2,000,000
企画振興課	コミュニティ協議会等助成金	4,300,000
	生活交通路線維持費補助金	8,079,960
生活環境課	消費生活問題研究協議会補助金	292,000
	環境衛生協議会補助金	160,000
福祉課	県建設国保組合助成金	88,573
	手話サークル補助金	45,900
子育て支援課	地域組織活動育成事業補助金	1,360,000
	放課後児童クラブ環境整備事業補助金	260,898
健康づくり推進課	愛育・栄養委員会活動費補助金	1,016,000
建設課	黒島渡船費補助金	90,000
	土地改良区補助金	12,500,000
農林水産課	農業再生協議会補助金	5,247,000
	機構集積協力金交付事業補助金	1,460,000
商工観光課	観光協会補助金	11,629,000
総務学務課	校外活動費補助金(岡山県中学校駅伝大会)	6,577

<参考>

【平成 26 年度の定期監査等の指摘事項に対する措置状況】

監査対象部局	瀬戸内市産業建設部農林水産課（産業振興課）	
監査の名称と公表年月日	財政援助団体等監査 平成 26 年 11 月 28 日	
監査執行年月日	平成 26 年 9 月 3 日から平成 26 年 11 月 28 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
市長が一般財団法人瀬戸内市振興公社の代表理事となっている。団体を代表して、補助金を申請等することは、民法第108条の双方代理に抵触することになると類推適用される可能性があるため、適正に処理し、透明性を確保されたい。	平成 30 年度の当公社理事会の決議により、市補助金に関する申請等については、代表理事ではなく他の理事に委任することで対応することとしました。	措置済 (H30.5.9)

【平成28年度の定期監査等の指摘事項に対する措置状況】

監査対象部局	瀬戸内市教育委員会備前長船刀剣博物館	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 29 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 28 年 10 月 31 日から平成 28 年 11 月 18 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
市長の承認を得ることなく、備前おさふね刀剣の里条例別表第 2 に定められていない者を対象とするなどして入場料の減額及び免除をしていることは適正を欠いており、市長の承認を得たり条例の別表に規定したりするなど是正する必要があると認められる。	平成 29 年 5 月 18 日決裁において、備前おさふね刀剣の里条例施行規則の一部改正により、適正に処理をし、是正をしています。	措置済 (H30. 5. 10)

監査対象部局	瀬戸内市教育委員会瀬戸内市立美術館	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 29 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 28 年 10 月 31 日から平成 28 年 11 月 18 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
市長の承認を得ることなく、市美術館条例別表第 1 に定められていない者を対象とするなどして観覧料の減額及び免除をしていることや特別展の観覧料を決定していることは適正を欠いており、市長の承認を得たり条例等の別表に規定したりするなど是正する必要があると認められる。	平成 29 年 4 月 1 日付けで瀬戸内市立美術館条例規則の一部改正をし、瀬戸内市立美術館が実施する特別展の観覧料に関する内規を設置することで是正をしています。また、観覧料の減免及び免除をしていること、特別展の観覧料を決定していることに対し、平成 30 年 11 月 30 日付の起案において、市長決裁を受けることで是正措置を講じています。	措置済 (H31. 1. 23)

【平成29年度の定期監査等の指摘事項に対する措置状況】

監査対象部局	瀬戸内市総合政策部企画振興課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成30年3月24日	
監査執行年月日	平成29年10月16日から平成30年2月28日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
補助金等交付規則第12条では、補助事業者は、交付決定に従い補助事業を行わなければならないとされており、事業の実施は交付決定の通知を受けた後に行わなければならないこととなっている。また、瀬戸内市協働の空き家活用補助事業実施要綱第9条では、補助申請に、改修等事業計画書や見積書、対象住宅の現況写真等を添えることが定められており、これらに基づき市は補助の決定を行うこととなっている。さらに、瀬戸内市協働の空き家活用補助事業の申請の手引きでは、「手続きの流れ」において、決定通知が申請者になされ、申請者は、空き家の所有者又は居住者である実施主体にそのことを通知することとなっており、実施主体はその通知を受けて改修等に着手することが示されている。平成28年度の当該補助事業について監査したところ、交付決定の前に改修等に着手しているものが認められた。したがって、規則、要綱等に違反しているものと認められる。	平成30年度からは交付決定後の事業を対象とするよう要綱を改正し、補助事業者にも周知徹底し、改善しています。	措置済 (H30.6.1)

監査対象部局	瀬戸内市保健福祉部いきいき長寿課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 30 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 2 月 28 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
補助事業で整備したスプリンクラーは、消火ポンプのアンカーボルトの設計等が適切でなかったため、地震時においてスプリンクラーに消火用水を供給する機能の維持が確保されておらず、適正を欠いていて是正する必要があると認められる。	補助事業者、設計業者、工事施工業者に、アンカーボルトの取付工事は不適切であり、再施工が必要であることを伝え、補助事業者が平成 30 年 3 月 15 日に再工事を行いました。同年 3 月 20 日、同事業者から工事完了写真と引張検査の結果が提出されたため、本市建築技師等にチェックしてもらい、再工事の検査結果が適正であることを確認しました。 なお、本件再工事に関し、市からの費用の持ち出しは一切ありません。	措置済 (H30. 4. 13)

監査対象部局	瀬戸内市産業建設部商工観光課（観光課）	
監査の名称と公表年月日	財政援助団体等監査 平成 30 年 3 月 16 日	
監査執行年月日	平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 2 月 28 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
観光協会が瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館に区分した収支報告書を提出していないことは、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、瀬戸内市観光センター指定管理者基本協定書及び牛窓海遊文化館指定管理者基本協定書に違反していると認められる。また、市が、瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館に区分した収支報告書の提出を求めずに検査調書を作成していたことは、適正を欠く事項で是正する必要があると認められる。	指定管理施設である瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館それぞれに平成 29 年度事業実績報告書及び平成 29 年度収支報告書（仮決算）を提出させ、同報告に基づいて完了復命書を作成しました。	措置済 (H30. 4. 27)
観光協会が実績報告書等を提出していなかったこと、市が実績報告書等の提出を求めていなかったこと、額の確定を通知せずに補助金を支出していたことは、瀬戸内市補助金等交付規則に違反していると認められる。	平成 29 年度補助事業等実績報告書及び平成 29 年度収支報告書（仮決算）を提出させ、平成 29 年度補助金等交付確定通知書を発出しました。	措置済 (H30. 4. 27)

